

豊丘村建設工事共同企業体運用基準

(平成 20 年 1 月)

(令和 7 年 9 月一部改正)

(趣旨)

第 1 この基準は、共同企業体の在り方の適正化を図ることにより、建設業の健全な発展に資するため、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第 2 豊丘村が発注する建設工事は、単体の企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(共同企業体の方式)

第 3 共同企業体は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体)

第 4 特定建設工事共同企業体の活用は、次によるものとする。

(1) 対象工事の種類・規模

対象工事は、技術的難度の高い建設工事（道路、橋梁、トンネル、堰堤、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）等で発注者が必要と認める工事とする。

(2) 構成員

ア 構成員数

5 社以内とする。

イ 組合せ

最上位等級に属する者のみの組合せとする。ただし、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると発注者が認めたときは、この限りでない。

ウ 資格

(ア) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 2 項の許可業種（以下「許可業種」という。）について、許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。

(イ) 発注工事を構成する一部の工事種別を含む工事について、元請として一定の実績があり、発注工事と同種の工事を施工した実績があること。

(ウ) 全ての構成員が、発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を、当該工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

(ア) 自主的に結成されたものであること。

(イ) 各構成員が、入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は次のとおりとする。

2 社の場合 30 パーセント以上

3 社の場合 20 パーセント以上

4 社の場合 15 パーセント以上

5 社の場合 12 パーセント以上

(4) 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は構成員中最大とする。

(経常建設共同企業体)

第 5 経常建設共同企業体の活用は、次によるものとする。

(1) 対象工事の種類・規模

単体の企業と同様に、入札参加資格を有する業種及び等級に応じた

工事とする。

(2) 構成員

ア 構成員数

2社又は3社とする。

イ 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近二等級までに属する者の組合せとすることができる。

ウ 資格

構成員は、次の要件を満たす者とする。

(ア) 入札参加資格を申請する業種について、許可を有しての営業年数が原則として3年以上あること。

(イ) 入札参加資格を申請する業種について、元請として一定の実績を有することを原則とする。

(ウ) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は次のとおりとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(4) 代表者

構成員が自主的に定めるものとする。

(5) 入札参加資格の申請

経常建設共同企業体が、入札参加資格の申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と、継続的な協業関係を確保でき、当該経

常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の經常建設共同企業体の構成員となることができる。